平成２３年（フ）第２２３７号
愛知県常滑市泉町３丁目170番地
債務者　一郎丸幸治
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６６号
愛知県あま市東溝口５丁目61番地
債務者　亀子　りえ
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８４号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘６棟803号
債務者　加藤喜代嗣
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１３号
名古屋市中川区伏屋２丁目605番地　スカイハイツ北斗202号
債務者　比嘉　陽子（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字甚目寺田1384番地　宮田荘４棟701号
債務者　末武眞智子（旧姓幸）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５２号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目７番402号
債務者　深野　俊次
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７９号
名古屋市西区笠取町２丁目93番地　川口マンション101号
債務者　ダイニングバーレガーメこと　城　健司
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６０号
福岡県久留米市上津２丁目20番１―602号
債務者　永淵　　歩
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３０４号
福岡県久留米市本町９番地３　井口ビル101号
債務者　相園　晃司
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７７６号
宮城県岩沼市吹上２丁目１番16号
債務者　阿部志津子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
秋田市御野場７丁目２番４号　アウローラおのば103号
債務者　飯塚　博明
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６３号
秋田市広面字樋ノ上12番地１　セジュールサンライズ203
債務者　門間　章也
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７号
茨城県龍ケ崎市7801番地　松浦ハイツ103号室、前住所茨城県龍ケ崎市3176番地２　Ｂ棟
債務者　市川　　実
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
栃木県真岡市飯貝2268番地８
債務者　平井　正春
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第５８号
群馬県みどり市笠懸町久宮283番地28、申立時の住所群馬県みどり市笠懸町鹿4267番地２　ローズガーデンⅢ―Ｃ―１
債務者　田沼　　実
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１０２号
群馬県桐生市広沢町１丁目2617番地
債務者　諸橋　博子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６７１号
千葉市美浜区真砂３丁目13番６棟1101号
債務者　松山哲夫こと　鄭　　淳哲
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係